

令和6年度運営指導結果
サービス種別：生活介護

申請者名	所在地	事業所名	運営指導日	文書による指導の内容	指導に対する 是正状況	備 考
社会福祉法人土佐福祉会	土佐市	土佐ふれあい工房	R6.7.26	特になし		
特定非営利活動法人 ホップあきの会	安芸市	共同作業所 ホップあき	R6.8.5	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知、身体拘束等の適正化のための従業者に対する研修の定期的な実施がされていないことが認められた。身体拘束等の適正化を図るため、これらの措置を講じること。	改善済	
				虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知をしていないことが認められた。虐待を防止するため、これらの措置を講じること。	改善済	
				身体拘束等の適正化のために必要な措置及び虐待の発生又はその再発防止を図るための措置が講じられていないことについて、速やかに県知事に改善計画を提出するとともに、過誤請求など必要な措置を講じること。	改善済	
				感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと及び感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を定期的に開催し、指針を策定するとともに、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。	改善済	
社会福祉法人光の村	土佐市	障害者支援施設たかぎ寮	R6.8.26	特になし		
社会福祉法人土佐厚生会	安芸市	障害者支援施設ステーション桜ヶ丘	R6.8.29	入浴支援加算について、加算要件を満たしているか不明瞭な事例が認められた。 市町村に確認のうえ、対象でない場合は過誤調整等必要な措置を講じること。	改善済	
社会福祉法人一条協会	四万十市	障害者支援施設レジデンスわかふじ	R6.9.12	特になし		
社会福祉法人室戸はまゆう会	室戸市	障害者支援施設むろと・はまゆう園	R6.10.17	特になし		
社会福祉法人土佐厚生会	土佐市	障害者支援施設とさ	R6.10.28	特になし		
社会福祉法人愛成会	香美市	障害者支援施設白ゆり	R6.12.4	特になし		
有限会社めくもり介護センターおの	仁淀川町	仁淀川町デイサービスセンターひなた荘	R6.12.9	事業所において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催していないこと並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（以下「指針」という。）を整備していないことが認められた。 感染対策委員会を開催し、開催した際はその結果について従業者に周知すること。 また、指針を整備し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための訓練を実施すること。	改善済	
社会福祉法人伊野福祉会	いの町	小規模多機能型事業所 壽幸園 サテライトいの	R7.1.15	特になし		